

令和4年3月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第25号 令和4年度熊取町教育方針について
議案第26号 町議会の議決を経るべき事件の議案について
議案第27号 教育委員会評価委員会委員の委嘱について
議案第28号 スポーツ推進委員の委嘱について
議案第29号 令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について
-

【その他】

- 令和4年度当初教職員人事異動
令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動【管理職を除く】
後援名義使用願の承認について【報告】1件

《2月分》

- 生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告
社会教育施設等利用状況

《4月分》

- 図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
-

日 時 令和4年3月25日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会臨時会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	原田 哲哉
学校教育課長	三原 順
学校教育課学校指導参事	松藤 茂孝
学校教育課学校指導参事	櫻澤 彩香
学校教育課学校指導参事	松本 歩

学校教育課学校指導参事	榊屋 知佳
生涯学習推進課長	立石 則也
生涯学習推進課生涯学習参事	大屋 真志
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐

開会 午後5時00分

岸野教育長 それでは、ただいまから令和4年3月教育委員会臨時会を開催します。

 本日の署名委員には梶山委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

 それでは、議事に入ります。

 事前配付資料として、議案第25号「令和4年度熊取町教育方針について」事務局から説明願ひます。

 三原課長。

三原課長 それでは、議案第25号「令和4年度熊取町教育方針について」ご説明をさせていただきます。

 まず、全体的なことをご説明をさせていただきます。

 まず、冒頭の部分、1ページのところでございます。2枚めくっていただいたページ番号の1でございます。

 タイトルが「策定にあたって」というふうになってございます。令和3年度は、この冒頭部分は教育方針という名称でございました。今回については、これは教育方針を策定するに当たっての取組姿勢といひますか、事務局あるいは教育委員会としての取組姿勢というふうな意味合ひで、タイトルのほうを「策定にあたって」ということで、そちらのほうがりっくり来るのかなということ、タイトルのほうを変えさせていただきます。

 教育方針の中身につきましては、次の2ページから5ページまでの中で、教育方針として柱ごとにその内容を記載したものとなってございます。令和3年度のほうでいひますと、取組方針というタイトルでまとめたページということでございます。

 それと、6ページ以降については、令和4年度の取組の内容を具体的に掲載したものとなってございますので、どうぞよろしくお願ひし

ます。

それと、すみません。また1ページのほうにお戻りいただきたいんですが、この「策定にあたって」の概要を少しご説明させていただきます。

この「策定にあたって」の2段目、3行目に当たる部分になります。この2段目から3行ほど進んだところですが、「児童生徒一人ひとりに、社会の加速度的な変化に対応できる‘生きる力’を育み、持続可能な社会の実現に向けて、環境や人権・開発などの課題を主体的に考え、他者と協働しながら行動できる人を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD）」を進めていくことが重要である」。この辺につきましては、熊取町教育大綱と学習指導要領の記載内容を踏まえて、このような記載とさせていただきます。

また、「一方」以降の3段目以降ですが、社会教育分野については、昨年度の教育方針よりも記載のボリュームを増やさせていただきまして、SDGsの目標4の内容、それと生涯学習推進計画ということのキーワードを設けて、それに基づいた学習環境の整備というところで記載をさせていただきます。

それと、最後の段落、結びの段落になります。令和4年度の取組姿勢ということで、もう少し記載ぶりを変えさせていただきます。

ラスト3行がこの方針に基づく令和4年度の方針ですので、少し読み上げます。「この方針に基づき、学校（児童生徒、教職員）・家庭・地域の価値観や行動の変容を引き出す取り組みや、知識・理解に留まらず、様々な問題を「自分の問題」として行動する人材の育成を図るなど、本町教育の充実に努めていく。」というふうな冒頭部分の記載とさせていただきます。

2ページ以降につきましては、各担当より順次説明のほうをさせていただきます。

林理事

それでは、2ページ目をご覧ください。

この2ページにある（1）から（7）については、学校教育の教育方針ということになります。1ページ目のところにも書かれておりましたし、課長からの説明もありましたが、当然大綱があって、教育方針がある。そして、6ページ以降の取組内容がある。この3種類、大綱、方針、教育内容がずっと1本の線につながるような書きぶりにしたほうがより分かりやすいかなというところで、大きく内容を変えているわけではないんですが、方針の書きぶりを少し変えさせていただきます。

いております。令和3年度、また前回お示しした点から変更した点について、少しその理由も含めて説明のほうをさせていただこうかなというふうに思います。

(3) をご覧ください。

「社会の一員としての自覚と」というところになります。ここの部分ですが、1段落目のところですが、読み上げさせていただきます。

「多様な他者との協働や対話が必要な体験活動の充実」、やはり体験することで学ぶということで、体験活動をやっぱり充実させていきたいということをおっしゃるので、令和3年度に引き続きですが、そのように書かせていただいております。

その次ですけれども、「あらゆる教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの生命の大切さや善悪の判断など人間としての基本的な倫理観や規範意識、人権感覚の育成に努める」というふうに書かせていただいております。ここが前回お示しさせていただいた点から変わっております。ここにつきましては、教育大綱の文言と、あと11ページのところの取組内容で書かれているもの、それが1本ですとつながるようにこのような書き方をさせていただいております。令和3年度と大きく方針を変えるわけではないのですが、書き方をこんなふうに書かせていただいているというようなところですが、あと子どもたちのやっぱり人権感覚をしっかりと育てていきたいというところで、人権感覚という言葉もつけさせていただいております。

2段落目の部分です。2段落目の1行目の後半部分をご覧ください。

スクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーという言葉もここに追加させていただいております。これは大綱であったり、町の施策の中でも比較的SSWにつきましては、町の中で来年度増員ということで、6名のSSWさんを入れていただいて、確かにやはり学校に来にくい子が減ってきたりというような効果もありますので、ここの部分にその言葉を入れてさせていただいております。

(4) を見てください。

教職員の資質能力の向上というところで、2行目の後半部分をご覧ください。

「「学び続ける」教職員の育成」ということで、これも教育大綱に書かれておりますし、教育内容のところにも入れておりますので、やはり子どもとともに学んでいただく先生方というところ、そこをやっぱり大事にしていきたいなというところもありますので、その言葉をここのところに付け加えさせていただいております。

また、2段落目をご覧ください。

1行目の後半部分になります。子どもたち、当然主体的に学び行動できる生徒、ESDの中でも大事なところですが、育成するんですが、教職員自身もというところも付け加えさせていただいております。先生も子どもとともに、それは入っていませんが、主体的に考え互いに学び合うことによりということで、その言葉を付け加えさせていただいております。もちろんこれがなくてもそんなふうに思っておったんですけれども、やはりより付け加えることによって、先生方もともに子どもと学んでいただくというふうな意味合いも込めて、追加させていただいております。

3ページ目の(5)をご覧ください。

ここにつきましては、教育内容のところを変えておったんですが、方針に少し反映されていないところがありましたので、少し文言の整理ということでさせていただいております。

上から4行目の後半のところ。「地域とともにある学校づくり」という言葉に変えさせていただいております。これはもうコミュニティースクールについて少し進めていかなくちやいけないというところで、地域とともにある学校づくりという言葉に変えさせていただいております。

下から2行目の中ほど辺りのところ。「同時に教職員の在校等時間」ということで、勤務時間ではなく、学校における時間ということで、「在校等時間の適切な管理および健康管理」というふうな表現に変えさせていただいております。これは教育内容に合わせて、こんなふうに書かせていただいております。

(6)をご覧ください。

「児童生徒の安全確保」ということで、少しこのあたりは、4行の中で文言を少し整理はさせていただいております。

まず、2行目のところ。「安全教育」とあります。以前は「学校安全教育」というふうに書いておったんですが、学校安全という言い方はしますが、あまり学校安全教育という言い方はしないので、もう安全教育ということで、教育内容のほうにも安全教育の充実と書いておりますので、「学校」という言葉を取って「安全教育」というふうに書かせていただいております。

最後の行になります。「新型コロナウイルス感染症対策および児童生徒の心身のサポート体制の充実」ということで、令和3年度は心身の状況把握ということでした。去年、コロナの状況も初めてだったと

ということもあるんですが、2年目、3年目以降になりますので、やっぱりそういった子どもたちのサポートの体制を充実していくということで、こんなふうに教育内容のほうもそう書いておりますので、方針のほうもそのような書き方に変えさせていただいております。

学校教育の方針内容については以上となります。

岸野教育長

原田理事。

原田理事

それでは、私から4ページ、5ページ、社会教育の部分の令和3年度からの変更点についてご説明させていただきます。

まず、4ページの一番上、(1)生涯学習の推進でございます。

1行目の後半部分、前は「社会的要請や学習ニーズに応じた講座・学習の機会の提供」としておりましたが、先ほど策定に当たってのところでも触れましたとおり「持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた講座の実施や学習機会の提供」という文言に修正してございます。

また、4行目の中ほど「学校教育活動支援」の前に、3行目の後半部分からになりますが、「教育コミュニティのさらなる充実と発展の取り組みを通じ」という文言を追加し、その文章の語尾を「地域が一体となり努める」と締めくくりにして、今後、学校において導入が進められていくコミュニティースクールを意識した学校と地域の連携体制として教育コミュニティーづくりに努める旨の記載としてございます。

そして、最後の行でございますが、平成30年3月に策定しました熊取町第4次生涯学習推進計画につきまして、令和9年までの10年間の計画でございますが、来年度末で5年間を経過するところでございます。文化、芸術、運動・スポーツ、そして図書館を含む当該計画の中間見直しを行う旨を追加しています。

続きまして、(2)文化・芸術の振興と充実でございます。

3行目の中ほどでございますが、現在、生涯学習推進課で保有している昔の道具などを小学校や中学校に貸し出したり、また煉瓦館や中家の見学を通して歴史や文化に触れていただくなど、「歴史資料を活かした小中学校の連携を進める」という文言を追加しています。

また、その下、4行目と5行目でございますが、平成31年4月の文化財保護法の改正によりまして、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画、いわゆる文化財保存活用地域計画といたしますが、その計画を作成し、国、文化庁の認定を申請できるとされたところで

ございます。本町におきましても当該計画の策定を行うべく、方針の中で計画作成に向け、「文化財のリストアップを行い、これまで実施した調査資料の再整理に取り組む」旨を追加、記載したところがございます。

続きまして、（３）生涯スポーツの推進の部分につきましては、特に変更しておりませんので、５ページの（４）図書館サービスの充実のところをご覧ください。

２行目でございます。来年度、図書館利用が困難な方を含め、図書館利用者の利便性の向上とともに新たな図書館サービスの提供による利用促進を図るため、電子図書館を導入いたしますので、「いつでもどこでも誰にでも図書の貸出サービスが提供できるように電子図書館システムを導入」という文言を追加しています。

次に、６行目から８行目でございます。子どもの読書環境の整理につきましては、これまで第３次子ども読書活動推進計画に基づき取り組んでまいりましたが、当該計画につきましては５年ごとを基本に見直しを行い、先般９日の定例会でご承認を賜りまして、更新した後、第４次子ども読書活動推進計画に基づき取組を進める旨の記載に変えさせていただき、さらに来年度、その新たな取組の一つとして、住民提案協働事業の実施についても記載をさせていただいたところがございます。

最後の行でございます。最後は、施設の維持管理に関しまして「全館照明設備のLED化や空調設備等の修繕等を行い、施設の適切な維持管理に努める」と来年度に行う改修、修繕内容を追加記載したところでございます。

以上が、方針の社会教育の部分についてでございます。

岸野教育長

櫻澤参事。

櫻澤参事

続きまして、６ページからの取組内容についてご説明いたします。

６ページをご覧ください。

（１）基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上の部分について、まず確かな学力の育成につきまして、１つ目のポツ、「学習指導要領を踏まえ、基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度の育成」というふうに変えさせていただいております。これは学習

指導要領に基づくものという考えの下で、以前であれば様々な項目の中に主体的にということがあったんですけども、そこを一定この「主体的に向き合い」という部分と、2つ目の丸の1つ目のポツにある「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進」というところへ整理して入れ込んでおります。

また、「確かな学力」の育成の3つ目のポツに、「児童生徒の発達段階に応じた言語活動の充実と教科等横断的な視点での取り組みを通じた言語能力、情報活用能力の育成」という文言に変えさせていただいております。こちらも以前であれば、個に応じた教育の充実の中に「情報手段を適切に活用し」という項目がありました。また、ICTの活用等、様々なところに点々としていたものを、一定この部分に整理した形で入れさせていただいております。

その次のポツでは、「学年ごとの到達目標や評価規準の明確化と授業改善に繋げるための指導と評価の一体化の推進」という言葉を入れさせていただいております。こちらも以前であれば様々なところに評価規準の明確化でありましたり、評価の一体化という文言がいろんなところに散りばめられていたんですけども、一定このところに集約した形で入れさせていただいております。

また、その2つ下の「家庭学習の定着と自学自習力の育成」という項目をここに入れさせていただいております。こちらのほうは、昨年度は、この(1)のところの一番最後に家庭における学習規律の育成というように示していたんですけども、こちらのほうも家庭だけでなく、確かな学力の育成というところ、学校も含めて家庭学習の定着と自学自習力の育成という形で、こちらのほうに移動させて示しております。

2つ目の丸の個別最適な学びと協働的な学びの充実につきましては、昨年度は個に応じた教育の充実という文言でしたが、ICT化の部分に合わせて、こちらの表現に変えさせていただいております。

こちらの2つ目のポツには、「学習到達度の把握、効果検証と、その結果を生かした授業改善の推進」ということで、こちらのほうにもこの文言を入れさせていただいております。以前であれば「研究授業の計画的・組織的な公開の実施」あるいは「他校の教員による授業評価の実施」等の文言があったんですけども、その内容もこの項目の中に入れさせていただいております。

また、前回であれば、小中連携教科教員というような項目もあったんですけども、その内容につきましては、ここの下から2つ目、

「小小・中中・小中などの学校間での情報交換など」というところに、ここに含めさせていただいております。

3つ目の丸、社会の変化に主体的に対応し行動できる力の育成をめざした教育活動の推進のところの1つ目のポツです。「環境、福祉、国際理解、平和教育など現代的な課題に対する地域や学校の特色を生かしたESDの推進」というふうに挙げさせていただいております。以前であれば、総合的な学習の時間における各教科の関連性の明確化であったり、地域や学校の特色を生かした環境、福祉、国際理解、平和教育などの推進というふうに掲げていたんですけども、ここを一定整理して、今年の項目にさせていただいております。

また、それに伴って「体験的、問題解決的な学習形態の重視」というのも、この項目も先ほど言った項目の中を含める形にしようと思っていたんですけども、やはりこちらのほうは取り出して、学校で充実させていただきたいと思い、再度掲載したところになっております。

それから、あとは、以前であればこの中に、これも先ほど申し上げたように指導と評価の一体化によるということがあったんですけども、先ほどお伝えしたように、確かな学力の育成のところに入れ込んでおりますので、そのためご理解ください。

続いて、7ページ、(2)生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成の部分です。

①道徳教育の中では、まずは、以前は「特別の教科 道徳」という記載であったものを「道徳科」という記載に統一しております。これは「特別の教科 道徳」になって、一定そんなことは周知のこととし、「道徳科」という文言に変えさせていただいたということです。

①の道徳教育の中の3つ目の丸、道徳科の授業の充実のところをご覧ください。

ポツの1つ目に、「他者との協働や対話の中で、多様な価値観にふれながら、豊かな人間性や自ら考え、よりよい方向をめざす資質・能力の育成」というふうに書かせていただいております。以前であれば、この道徳教育の取組方針の一番上に掲げていたものを授業の充実の中に入れさせていただいております。

その次のポツ、「道徳科の授業改善の推進」につきましては、以前であれば、「授業研究を柱とする校内研修の推進」というふうに書かせていただいていたんですけども、校内研修のほうも一定どの学校でも行われてきたので、それを生かした授業改善の推進というふうに変えさせていただいております。

続きまして、8ページをご覧ください。

人権教育の中身に入っていくんですけども、8ページの丸の人権教育推進体制の充実というところをご覧ください。

1つ目のポツですけども、以前は「全教育活動を通して」と書かせていただいておりますが、ここを「あらゆる教育活動において」という文言に変えさせていただいております。

その下のポツの「学校の人権教育の方針に基づく全体計画、年間指導計画の作成およびPDCAサイクルの充実」という文言を入れさせていただいております。昨年度であれば「校内研修体制の推進」という言葉だったんですけども、そこをより具体的に計画に基づいて、PDCAサイクルを回すというふうな表記にさせていただいております。

また、昨年度は、ここに「教職経験年数の少ない教員への研修の充実」というふうな項目があったんですけども、そちらのほうは、後に出てくる教職員の資質能力のところに入れ込むという形で、ここからは割愛させていただいております。

続いて、8ページの下半分、③支援教育をご覧ください。

丸の「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進の部分です。

上から3つ目のポツですけども、「すべての児童生徒への支援の充実をめざし、ユニバーサルデザインによる授業づくりと教育活動の展開」というふうに項目を挙げております。こちらのほうですけども、以前はこの下にまだ通常学級における発達障害等の支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提とした指導の工夫や学びの支援の充実という文言があったんですけども、こちらの文言を一定整理し、「すべての児童生徒への」ということで、お伝えしたように文言を変えさせていただいております。

続いて、9ページをご覧ください。

9ページの一番上にあります1つ目のポツ、「保・幼・こ・小・中と支援学校との連携と交流の推進」ということで、以前までは真ん中に「こ」というのはなかったんですけども、こども園ということで、就学前の部分に「こ」というのを入れさせていただいております。これは、後ほど生徒指導再生のところでも同じような文言が出てきますので、そちらも変えさせていただいております。

続いて、9ページの中ほど、④健康教育のほうをご覧ください。

健康教育の1つ目の丸、運動に親しむ態度の育成と体力づくりの推

進の部分です。

上から3つ目ですけれども、「すべての児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、その結果を踏まえて、学校全体での授業の工夫・改善」という文言を入れさせていただいております。以前でありますと「基礎的体力の向上をめざした個に応じた指導方法の工夫・改善」となっておりますけれども、やはりデータを基に子どもたちの体力状況を正確に把握・分析した上での工夫・改善というふうな意味を持って、文言を入れさせていただいております。

また、9ページが一番下から2つ目のポツのところです。「ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について」というところの文言を入れさせていただいております。こちらのほうは、府のほうでも条例のほうが確定されましたので、そこに合わせてこういった文言を入れさせていただいております。

10ページにつきましては、「食」に関する指導の充実の最後に、「衛生管理の徹底と、新型コロナウイルス感染症の感染及び拡大予防」という言葉を入れさせていただいております。

11ページにつきましては、生徒指導の1つ目の丸、「成長を促す指導」の推進の部分の1つ目のポツです。「多様な他者との協働や対話が必要な体験活動の充実」というところで、先ほど方針のほうにもありましたように、こういった体験活動を充実させていくという旨を入れております。

続いて、12ページをご覧ください。

進路指導についてです。

進路指導については、以前もお伝えしたように、順番の入替えと文言の整理ということでさせていただいている部分があります。1つ目の丸の部分については、おおむね順番を入れ替えて整理させていただいております。

2つ目、校種間連携の推進のところですが、2つ目のポツ、「学校行事の交流など、幼児・児童・生徒がともに取り組む場の工夫・改善の推進」ということで、コロナウイルスの感染状況により、なかなか活動する場というのが今までどおりにはいかないところもありますので、「取り組む場の工夫・改善の推進」という言葉に変えさせていただいております。

3つ目の丸の進路指導體制の充実のところですが、以前であれば、公立高等学校入試制度の変更内容等のガイダンス機能の充実というのがあったんですけれども、それは1つ目のポツの最後の部分の「情

報・資料の提供」というところに含めるという形で整理しております。

13ページです。教職員の資質能力の向上の部分についてです。

研修の充実のところのポツの2つ目、「より確かな人権意識を身につけるための人権研修の充実」というのを、方針に合わせて入れております。

また、2つ目の丸の初任者・中堅教員の資質・能力の向上では、「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」を踏まえた」という文言を付け加えさせていただいております。

すみません。1つ目の丸ですけれども、研修の充実というところですけれども、以前であれば「校内研修体制の整備」と書かせていただいておりますが、校内研修ということで、体制の整備については、一定ある程度どの学校も整備できつつあるのかなということで、その中身の充実ということに文言を変えさせていただいております。

13ページの一番下の丸、住民の信頼に応えることのできる教職員の育成ということで、2つ目のポツと3つ目のポツのところです。

「職場におけるハラスメント防止」という形の文言に変えている部分と、最後ですが、情報漏えいなどの防止という言葉をもう「不祥事防止に向けた研修の充実」というふうに変えさせていただいております。

14ページです。

(5)の学校運営体制充実と開かれた学校づくりの推進の1つ目の丸、「学校運営体制の充実」の部分の最後のポツです。「関係法令及び規則に基づいた教職員の在校等時間の適切な管理及びストレスチェックの実施等による健康管理」というふうには、次年度行うとしてこの部分を入れさせていただいております。

さらに4つ目の丸、家庭や地域との連携の推進の1つ目のポツのところには「ICTを活用した学校における特色ある教育活動の情報発信」という言葉を入れさせていただいております。ホームページ等で学校の取組等を発信していくというような方向に入れさせていただいております。

15ページをご覧ください。

(6)児童生徒の安全確保についてです。

1つ目の丸、危機管理体制の充実の4つ目のポツをご覧ください。「中学校における防犯カメラ録画機能の追加」ということで、中学校に防犯カメラを設置するということが加えさせていただいております。私からは以上です。

岸野教育長

三原課長。

三原課長

引き続きまして、(7) 教育の環境や条件の整備ということで説明させていただきます。

予算の中でも説明させていただいたところもあると思いますので、簡単にといいことで、学校施設の計画的な整備・改修については、予算の中でご説明をさせていただいたとおりでございます。

あと全体的には、ICTの活用というのが非常に重点を置いた形になっております。例えば、児童生徒の学習環境の整備というところでも、1人1台端末の授業での活用推進、あるいはその下でもICT支援員の配置、さらにはその下に大型提示装置の更新というところもでございます。こういった児童生徒への直接的な学習環境の整備のICT推進というところと、これはもう教育方針の(1)にありました基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上、これに直接関わってくるので、これの下支えをするためのICTの推進ということで、記載のほうをさせていただいています。

また、それ以外に、学校運営上の、例えば教職員の負担軽減であるとか、あるいは効率化・利便向上というところの面で申し上げますと、2つ目の教育の環境や条件の整備のところでは健康観察アプリの導入、あるいはその下の統合型校務支援システムの導入、それと学校図書館の、こちらはどちらかというと児童生徒への直接的な部分になるかもしれませんが、蔵書検索システムの導入と、さらには給食においても、献立作成システムの導入も進めるということで、ICTの推進というのが、この令和4年度に関しては非常に色濃く出ているような感じでまとめてございます。

(7)については、以上でございます。

岸野教育長

原田理事。

原田理事

それでは、17ページ以降、社会教育の取組内容についてでございます。

社会教育の取組内容につきましては、先ほど方針で説明させていただきました主な内容を17ページ以降20ページまで、それぞれの分野ごと、項目の中で加筆、修正させていただいております。それぞれの内容の説明につきましては、繰り返しになりますので割愛させていただき、その主な内容として、加筆、修正した部分について、改めて

ご報告させていただきます。

17ページの(1)生涯学習の推進でございますが、4つ目の丸、地域連携の推進、これの3つ目の後半部分「教育コミュニティづくりのさらなる充実と発展」のところ、そして、最後の丸、推進体制の整備、こちらの最後の行「熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直し」、これらを追記しており、この計画の見直しにつきましては、以降、文化・芸術の振興と充実、生涯スポーツの推進、図書館サービスの充実、それぞれの分野でも加筆させていただいております。

続きまして、18ページ、文化・芸術の振興と充実でございます。

2つ目の丸、学習環境の整備の4つ目、「熊取町文化財保存活用地域計画」の作成に向けた取り組み」こちらを加筆。そして、6つ目の最後、「小中学校との連携」という文章に修正させていただいております。

続きまして、20ページ、図書館サービスの充実でございます。

2つ目の丸、学習環境の整備、こちらの1つ目、「館内照明のLED化や書庫の空調修繕など、施設の適正な維持管理（感染症等対策を含む）」こちらを加筆、同じ項目の4つ目「電子図書館の導入」を加筆、そして3つ目の丸、子どもの読書環境の整備につきましては、記載の2項目に加筆、修正をしております。

以上、方針に基づく社会教育の取組内容について、主に改めました箇所になってございます。

説明は以上でございます。

岸野教育長

三原課長。

三原課長

少し長くなりましたが、これで令和4年度の教育方針についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

今、事務局のほうから説明がありましたが、ご異議、ご質問等ありませんか。よろしいですか。

1点よろしいですか。2点かな。

11ページ、虐待の早期発見の下から2つ目の虐待やヤングケアラーについてというので、特にヤングケアラーが今年度からいろいろ注目されていたというか、社会問題化して取り上げられているんですけども、ここの表現の「適切な支援の実施」という形になっているん

ですが、学校のほうでこの支援までというのはあるというか、今まで福祉部局との話の中では早期発見等、要はつないでいきますというような、今は認知度を上げるということと早期発見、それとそういう福祉につながるといような、たしかこの3つの大きな区分やったかなという中で、支援というのまで具体的に書いていけるのかなというか、ちょっとそこが今1つ気になっていたんですが。

林理事

ヤングケアラーにつきましては、今年度アンケートを取って、主に子育て支援課のほうで、支援方法を考えていくために実態把握ということでアンケートの実施がありました。ですので、来年度、適切な支援までつながるかどうかなというのは、まだちょっと見えていない部分ではあるんですが、主に子育て支援課と健康福祉部のほうで主に適切な支援をしていただいて、そこに学校も副的にというか、サポート的に入ることになるかとは思うんですけども、具体的にどんな支援というところまでは、まだ現時点では行き着いていないところがありますので、ここの部分はここまで踏み込むのかどうかというところは少し考える必要が今、ご意見をいただいているのかなというふうに思っているところではありますが、いかがさせていただきますでしょうか。

岸野教育長

すみません、支援をしないわけではないので、ただ、学校でできる支援はかなり限られているなという。言いますと、そのS SWさんであるとか、SCさんのほうにつないで相談というか、一番生徒さんと距離感が近いので、まずはその早期発見でどうしたんやということを相談には物すごく乗れると思うんですけども、その後の具体的に、どちらかというヤングケアラーの原因的なというのは、福祉関係の言うと介護であったりとか、お世話系の話になってくるので、関係機関や専門家との連携とか、つなぎというんですか。支援しないじゃないですけども、つなぎという言葉を入れるとか、そのあたりどうかなど。

梶山職務代理

連携した支援なので、学校だけが支援するわけじゃないので、別に悪くないと思いますけれども。

具体的な支援というのは、だから関係機関や専門家と協議して、もし学校がなにか支援できることがあればするということですよ。連携した支援なのでとは思いますが。

岸野教育長

分かりました。
よろしいでしょうか。

林理事

ありがとうございます。

岸野教育長

それともう一点よろしいですか。すみません。

14ページなのですが、教職員の服務規律の確保で、先ほど説明のありました4つ目、体罰、セクハラ防止とあるんですが、ここはセクハラに限らず、パワハラとか、ほかのハラスメントもあるかと思うので、セクハラじゃなくて、ハラスメントだけでいいのかなと。ハラスメントだけというのであればすけれども、表示としてはハラスメントにして、全てのハラスメントの防止・根絶やというふうに持っていったほうがいいのかと思うんですが。

林理事。

林理事

ここにつきましては、子供に対するというようなことで、以前は体罰だけだったんですが、今年度、府立学校においてセクハラ調査があったり、先生から子どもに対して、子どもに対するアンケートというのがあったりしましたので、それについて府から市町村の教育委員会に通知が来たりしておりましたので、子供に対してということでの体罰、セクシュアル・ハラスメントのということで書かせていただいております。

ちょっと、ただ分かりにくいですかね。

岸野教育長

いえ。

林理事

いけますか。

岸野教育長

だから、教師間は、その前の資質能力の向上のところであっているということですか。

林理事

そうですね。

岸野教育長

分かりました。すみません。
ほかに何かございますでしょうか。

土屋委員 質問でもいいですか。
教育コミュニティーという言葉が出ていて新しいなと思っているんですけども、教育コミュニティーが指しているものとはどんなものですか。

岸野教育長 大屋参事。

大屋参事 コミュニティーという一つの集まりになりますので、こちらで申し上げますと、教育のコミュニティーとなると学校だけではなくて、家庭と地域と一体になって子どもを育てていこうと、その取組を今、文部科学省のほうで進めておりますので、本町においても学校を中心に教育コミュニティーを展開していくと、そういった意味合いでのコミュニティーというものになってございます。

土屋委員 分かりました。とてもいいなと思って拝見していました。
あと、内容については、もう事前に見せていただいたので確認ですけども、丸をつけて囲みがあるのとないのとは、何か意味合いがあるのですかね。

岸野教育長 6 ページですか。

土屋委員 はい。何か重みが違うのかなとか、ただの忘れなのかなとか。6 ページは、読書活動と地域人材のところの囲みは。

櫻澤参事 本当ですね。
囲みが抜けているだけ。

土屋委員 抜けているだけですか。

櫻澤参事 すみません。

土屋委員 じゃ、合わせてつけていただいて。内容ではないんですけども。

櫻澤参事 ありがとうございます。

その辺の表記のところは、またもう一度最終チェックをしておきます。

土屋委員 よろしくお願ひします。

岸野教育長 そうしたら、ほかによろしいですか。
では、議案第25号「令和4年度熊取町教育方針について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 議案第25号「令和4年度熊取町教育方針について」承認とします。
次に、当日配付の議案書3ページ、議案第26号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」事務局から説明願ひます。
三原課長。

三原課長 それでは、議案第26号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」ご説明申し上げます。

議案書、当日配付資料の3ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案について、異議がないものとするものでございます。

内容につきましては、令和3年度熊取町一般会計補正予算(第12号)及び令和4年度熊取町一般会計補正予算(第1号)のうち、教育の事務に関する部分でございます。

まず、1点目の令和3年度熊取町一般会計補正予算(第12号)について、議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

まずは、歳入予算のほうからご説明をいたします。

9ページのほうを主にご覧ください。

小学校費補助金の学校施設環境改善交付金として4,897万7,000円、その下の中学校費補助金の学校施設環境改善交付金として1,718万9,000円を計上してございます。内容につきましては、東小学校大規模改造工事、南小学校グラウンド改修、熊取中学校のトイレ洋式化工事に係る国庫補助金となっております。

この交付金につきましては、国も町も当初、令和4年度当初予算に

計上をしてございました。しかしながら、昨年秋の国の補正予算の成立を受けて、国の予算が令和3年度予算に前倒し計上となり、補助金の交付決定も前倒しで採択を受けたものです。このため、町の予算についても、令和3年度予算に計上し直しするという補正予算でございます。実際の改修工事につきましては、予算を令和4年度に繰越しして実施し、補助金のほうも令和4年度に受ける予定でございます。

これに関連しまして、すぐ下の小学校施設改修事業債ほか3件の町債につきましても、補助金を受けられない部分を借入金、借金で賄うものでございまして、こちらも同様に令和3年度予算で前倒し計上とするものでございます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

小学校のほうの維持管理事業の維持修繕工事費2,943万5,000円、こちらにつきましては、南小学校のグラウンド改修に係る費用でございます。

そのすぐ下、小学校大規模改造事業1億7,068万3,000円、こちらは東小学校大規模改造事業として、東小学校の芝生広場側の普通校舎の改修工事ということで予定をしております。

それと、中学校費の中の中学校維持管理事業、維持修繕工事費4,994万円、こちらについては、熊取中学校のトイレ改修工事でございます。

歳入歳出ともに令和4年度に繰越しをして事業を実施するもので、この繰越しに関しましては、ちょっと戻りまして5ページ、第2表、繰越明許費補正という表の下から3行分がこの3つの改修工事の繰越しを示す表となっております。

続きまして、もう一つの補正予算でございます。令和4年度一般会計補正予算（第1号）について、議案書の14ページ、15ページをご覧ください。

小学校費補助金の学校施設環境改善交付金、マイナス4,764万8,000円、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金、マイナス1,547万2,000円、こちらにつきましては、先ほどご説明した令和3年度一般会計補正予算（第12号）でプラスの予算計上をした分、令和4年度予算をこの第1号の補正予算で全額マイナスとするものでございます。

そのすぐ下、小学校施設改修事業債等の町債につきましても同様でございます。全額マイナスとするものでございます。

続いて、16、17ページでございます。

小学校維持管理事業の維持修繕工事費、マイナス2,943万5,000円、小学校大規模改造事業、大規模改修工事費1億7,068万3,000円、少し下、中学校費の中学校維持管理事業のマイナス4,994万円、これにつきましても予算年度の変更のため、事業費の全額マイナスとするものでございます。

少し上に戻りまして小学校給食事業、事業全体でマイナス319万8,000円、それと少し下の中学校給食事業で320万円の増額としてございます。こちらは、学校栄養職員の人件費の補正予算でございます。学校栄養職員については、8校で4名の職員がおります。内訳は、府費負担の栄養職員が2名、それと町費負担の任用職員が2名の合計4名でございます。この補正予算で計上しているのは、町費の学校栄養士の任用のための人件費でございます。令和4年度当初予算では、小学校給食事業で一括して2名分の予算を計上してございました。その後、予算編成の後、府費の学校栄養職員の配置校、あるいは人事配置の内定がございましたので、町栄養士の配置も変更することになり、小学校給食事業の人件費2名のうち、1名を中学校給食事業に予算を移動させると、そのような補正予算とさせていただきます。

なお、この議案につきましては、3月28日月曜日、3月議会定例会に上程する予定でございます。

以上で、議案第26号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

では、議案第26号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第26号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認とします。

次に、当日配付の議案書18ページ、議案第27号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」事務局から説明願います。

三原課長

それでは、議案第27号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

議案書は18ページとなります。

教育委員会評価委員会規則第3条の規定に基づく委員について議決を求めるものでございます。

令和4年度教育委員会評価委員会委員に、元熊取町立学校長の大野廣介氏並びに熊取町スポーツ推進委員の岸本敬仁氏にお願いをしたいと考えてございます。

以上で、議案第27号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

では、議案第27号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第27号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」承認とします。

次に、当日配付の議案書19ページ、議案第28号「スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から説明願います。

立石課長、お願いします。

立石課長

それでは、議案第28号「スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

スポーツ基本法第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員の委嘱について、事務委任規則第2条の規定により議決を求めるものでございます。

委員につきましては、20ページの委員名簿をご覧ください。

定数は11名以内で、名簿のとおり10名の委員は、前回からの再任でございます。名簿の一番下の1名の方が新任の委員でございます。任命期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間でご

ざいます。

以上、議案第28号「スポーツ推進委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう
よろしくお願ひ申し上げます。

以上で説明を終わります。

岸野教育長 ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等ありませんか。
よろしいでしょうか。

土屋委員 意見ですけれども、いいですか。

委員の委嘱について、男女のバランスが適切だといいなと思っていて、今お名前だけ拝見すると、少なくとも3名の方が女性かなというふうにお見受けできるんですけれども、こういったことが引き続き適正に女性の方が委員として入っていただけるようにしていただくといいなということを感じて持ちました。

以上です。

岸野教育長 立石課長。

立石課長 ちょっといいですか。

男女の比率というか、男性が7名、女性が4名でございます。

土屋委員 もう一人の方も女性ですね、やっぱり。なるほど。適切だと思います。できれば半々を目指してやっていけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

岸野教育長 ほかにはよろしいですか。

では、議案第28号「スポーツ推進委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 議案第28号「スポーツ推進委員の委嘱について」承認とします。
次に、当日配付の議案書21ページ、議案第29号「令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について」事務局から説明願ひます。
三原課長、願ひします。

三原課長

それでは、議案第29号「令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について」ご説明をいたします。

熊取町教育委員会事務委任規則第2条第1項第8号による令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について、22ページに掲載の4月1日付人事異動内示書のとおりとするものでございます。

22ページをご覧ください。

まず、転入、昇任者等でございます。

1人目、伊東浩一につきましては、都市整備部まちづくり計画課課長補佐兼建築グループ長から学校教育課学校総務参事に昇任、着任するものでございます。

2人目、河井淳につきましては、子育て支援課子育て支援参事の兼務を解くとするものでございます。

3人目、松浪誠人につきましては、東小学校教諭から学校教育課学校指導参事兼子育て支援課子育て支援参事として着任するものでございます。

続いて、転出者でございます。

松藤茂孝につきましては、学校教育課学校指導参事から総務部税務課長に転出するものでございます。

続いて、退職者でございます。

櫻澤彩香につきましては、本町教育委員会を退職され、中央小学校に復帰するものでございます。

以上で、議案第29号「令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について」の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

岸野教育長

それでは、ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

では、議案第29号「令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第29号「令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。
ほかに何かございませんか。
ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

岸野教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。
それでは、順次、事務局から報告願います。
林理事。

林理事 『令和4年度当初教職員人事異動P. 23～P. 24より説明』

岸野教育長 では、次は三原課長、お願いします。

三原課長 『令和4年度当初教育委員会事務局職員の異動【管理職を除く】P. 25より説明』

岸野教育長 そうしましたら、次、後援名義。
立石課長。

立石課長 『後援名義使用願の承認について（第39回日本少年野球「泉州大会」）P. 26より説明』

岸野教育長 次に事業予定。
原田館長。

原田図書館長 『図書館行事予定P. 27からP. 28より説明』

岸野教育長 ありがとうございます。
報告は以上でしょうか。よろしいですか。
次長。

阪上教育次長 ちょっと1点だけ。
ちょっと資料のほうはないんですけども、一応、令和4年度の当初予算のほうですけれども、月曜日が議会の最終日で議決をされる予定でございます。3日間程度、予算委員会ということで、各議員さんのほうからいろんな審議があった中で、幾つか教育委員会に関する予

算の部分で意見、要望等がありましたので、少しそこだけ紹介させていただきたいと思います。

おおむね予算についてはいい方向でのご評価をいただいております。例えば、先ほどもありましたけれども、SSW、スクールソーシャルワーカーさんの増員であったりとか、学校関係施設の改修であったりとか、あとLED化についても小中学校の体育館、それから図書館のほうで積極的に進めているということで、おおむねご評価のほうをいただいております。

要望の大きいほうにつきましては、先ほどもありましたヤングケアラーとか、学校内でのいじめ、この辺の相談体制を引き続き充実を図っていただきたいというような部分と、それから、ずっと出ていますESD教育の推進というふうな部分でのご意見を頂戴しております。

あと生涯学習関係であれば、公民館の町民会館の整備については、住民の皆さんの意見を聞きながらしっかりと進めていっていただきたいと、そういうふうなお話しもいただいております。

あとは、おおむねいろんな要望もあつたんですけども、おおむね来年度の予算についてはいいような評価のほうをいただいております。一応、来週月曜日に、多分このまま議決いただけるかなというふうに思っております。

以上、ちょっと報告でございます。

岸野教育長

ほかにないですか。

ないようですので、令和4年3月教育委員会臨時会を終了します。

閉会 午後6時15分

会議録は、教育委員会会議規則第14条の規定に基づき作成したもので、会議の顛末は事実に相違ないことを証するため、ここに署名する。

熊取町教育委員会

教育長

署名委員